

改正後	改正前																
<p style="text-align: right;">別紙第2</p> <p style="text-align: center;">防衛事業適合事業者契約条項</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則 (適用範囲)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の規定を実施するため、甲及び乙は、この契約の適用を受ける秘密取扱原因契約を網羅したリストを作成し、<u>装備政策部長が別に定めるところにより、定期的に更新するものとする。</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p style="text-align: center;">(取り扱う秘密の区分)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 乙が特別防衛秘密、特定秘密又は装備品等秘密のいずれかを取り扱わない場合におけるこの契約の適用に当たっては、下表の左欄に掲げる取り扱わない秘密の区分に応じ同表の右欄に掲げる適用されない条項を適用しない。</p> <table border="1" data-bbox="245 1265 758 1570"> <thead> <tr> <th>取扱わない秘密の区分</th> <th>適用されない条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別防衛秘密</td> <td>第18条第2項、第26条第2項、第46条及び第52条第5項</td> </tr> <tr> <td>特定秘密</td> <td>第18条第3項、第26条第3項、第44条、第47条から第50条まで、第52条第5項、第54条、第56条及び第60条第2項</td> </tr> <tr> <td>装備品等秘密</td> <td>第26条第4項、第27条第3項及び第51条</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第2章 秘密保全体制 第1節 秘密保全体制の整備・維持 (秘密保全体制の整備・維持)</p> <p>第8条</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、乙は、自己の秘密保全施設又は秘密取扱情報システムを整備せずに防衛事業適合事業者と</p>	取扱わない秘密の区分	適用されない条項	特別防衛秘密	第18条第2項、第26条第2項、第46条及び第52条第5項	特定秘密	第18条第3項、第26条第3項、第44条、第47条から第50条まで、第52条第5項、第54条、第56条及び第60条第2項	装備品等秘密	第26条第4項、第27条第3項及び第51条	<p style="text-align: right;">別紙第2</p> <p style="text-align: center;">防衛事業適合事業者契約条項</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則 (適用範囲)</p> <p>第6条 [同左]</p> <p>2 前項の規定を実施するため、甲及び乙は、この契約の適用を受ける秘密取扱原因契約を網羅したリストを作成し、<u>その内容を常に最新のものに維持するものとする。</u></p> <p>3・4 [同左]</p> <p style="text-align: center;">(取り扱う秘密の区分)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 乙が特別防衛秘密、特定秘密又は装備品等秘密のいずれかを取り扱わない場合におけるこの契約の適用に当たっては、下表の左欄に掲げる取り扱わない秘密の区分に応じ同表の右欄に掲げる適用されない条項を適用しない。</p> <table border="1" data-bbox="836 1265 1348 1570"> <thead> <tr> <th>取扱わない秘密の区分</th> <th>適用されない条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別防衛秘密</td> <td>第26条第2項、第46条及び第52条第5項</td> </tr> <tr> <td>特定秘密</td> <td>第18条第2項、第26条第3項、第44条、第47条から第50条まで、第52条第5項、第54条、第56条及び第60条第2項</td> </tr> <tr> <td>装備品等秘密</td> <td>第26条第4項、第27条第3項及び第51条</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第2章 秘密保全体制 第1節 秘密保全体制の整備・維持 (秘密保全体制の整備・維持)</p> <p>第8条</p> <p>1・2 [同左]</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、乙は、自己の秘密保全施設又は秘密取扱情報システムを整備せずに防衛事業適合事業者と</p>	取扱わない秘密の区分	適用されない条項	特別防衛秘密	第26条第2項、第46条及び第52条第5項	特定秘密	第18条第2項、第26条第3項、第44条、第47条から第50条まで、第52条第5項、第54条、第56条及び第60条第2項	装備品等秘密	第26条第4項、第27条第3項及び第51条
取扱わない秘密の区分	適用されない条項																
特別防衛秘密	第18条第2項、第26条第2項、第46条及び第52条第5項																
特定秘密	第18条第3項、第26条第3項、第44条、第47条から第50条まで、第52条第5項、第54条、第56条及び第60条第2項																
装備品等秘密	第26条第4項、第27条第3項及び第51条																
取扱わない秘密の区分	適用されない条項																
特別防衛秘密	第26条第2項、第46条及び第52条第5項																
特定秘密	第18条第2項、第26条第3項、第44条、第47条から第50条まで、第52条第5項、第54条、第56条及び第60条第2項																
装備品等秘密	第26条第4項、第27条第3項及び第51条																

なることを希望するときは、秘密保全施設又は秘密取扱情報システムを備えない限定的な防衛事業適合事業者となることができる。この場合におけるこの契約の適用に当たっては、下表の左欄に掲げる整備しない特定資料等を保全する体制の区分に応じ同表の右欄に掲げる適用されない条項を適用しない。

整備しない特定資料等を保全する体制の区分	適用されない条項
秘密保全施設	第12条第4号（乙の秘密保全施設等に係る部分に限る。）、第20条第4項、第21条第1項（乙の保全施設等に立ち入る者に対する教育に限る。）、第22条第6項、第25条、第4章第1節、第43条第1項（下請負事業者関係社員に関するものに限る。）、第57条第3項、第60条、第66条第2項第1号及び第69条
秘密取扱情報システム	第59条

4～8 [略]

### 第3節 関係社員

（人的クリアランスの事務）

第18条 乙は、この契約に基づいて甲が乙の従業者に対して行う人的クリアランスの確認に関する事務に協力するものとする。

2 乙は、特定特別防衛秘密（防衛大臣又は防衛装備庁長官が特別の保護を要するものとして指定した特別防衛秘密をいう。）を取り扱う従業者の人的クリアランスの確認に関し、甲又は秘密の管理職員の指示するところにより事務を行うものとする。

3 乙は、特定秘密を取り扱う従業者について、防衛装備庁長官が行う適性評価に関し、付紙第3に規定する事務を行うものとする。

なることを希望するときは、秘密保全施設又は秘密取扱情報システムを備えない限定的な防衛事業適合事業者となることができる。この場合におけるこの契約の適用に当たっては、下表の左欄に掲げる整備しない特定資料等を保全する体制の区分に応じ同表の右欄に掲げる適用されない条項を適用しない。

整備しない特定資料等を保全する体制の区分	適用されない条項
秘密保全施設	第12条第4号（乙の秘密保全施設等に係る部分に限る。）、第19条第4項、第21条第1項（乙の保全施設等に立ち入る者に対する教育に限る。）、第22条第6項、第25条、第4章第1節、第43条第1項（下請負事業者関係社員に関するものに限る。）、第57条第3項、第60条、第66条第2項第1号及び第69条
秘密取扱情報システム	第59条

4～8 [同左]

### 第3節 関係社員

（人的クリアランスの事務）

第18条 乙は、この契約に基づいて甲が乙の従業者に対して行う人的クリアランスの確認に関する事務に協力するものとする。

[項を加える。]

2 乙は、その従業者について、防衛装備庁長官が行う適性評価に関し、付紙第3に規定する事務を行うものとする。

## 第5章 緊急事態及び事故

(事故等の発生時等の措置)

第63条 乙は、特定資料等の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生したとき又はこの契約に定める特定資料等の保護措置に抵触するような事態が発生したときは、直ちに、発生した事故又は事態（以下この条及び次条において「事故等」という。）の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、装備政策部長が別に定める要領に基づき、秘密の管理職員及び装備保全管理長にその時点で把握できた事故等に関する情報を報告しなければならない。

## 第6章 検証・検査・点検

(甲による実地検査・調査)

第67条 乙は、前条各項の規定による点検の結果の報告に基づいて、甲又はその指定した者が行う実地の検査を受けなければならない。

2～4 [略]

## 第7章 下請負

(下請負の禁止)

第68条

1・2 [略]

3 第8条第3項の規定により秘密保全施設を備えない限定的な防衛事業適合事業者となった事業者については、下請負を認めない。ただし、秘密取扱原因契約の履行のため、装備政策部長が別に定めるところにより、乙の下請負事業者が付紙第2に示す当該下請負事業者の秘密保全施設等又は防衛省の施設において特定資料等を取り扱う場合は、この限りでない。

## 第5章 緊急事態及び事故

(事故等の発生時等の措置)

第63条 乙は、特定資料等の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生したとき又はこの契約に定める特定資料等の保護措置に抵触するような事態が発生したときは、直ちに、発生した事故又は事態（以下この条及び次条において「事故等」という。）の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、秘密の管理職員にその時点で把握できた事故等に関する情報を報告しなければならない。

## 第6章 検証・検査・点検

(甲による実地検査・調査)

第67条 乙は、装備政策部長が別に定めるところにより、前条各項の規定による点検の結果の報告に基づいて、甲又はその指定した者が行う実地の検査を受けなければならない。

2～4 [同左]

## 第7章 下請負

(下請負の禁止)

第68条

1・2 [同左]

3 第8条第3項の規定により秘密保全施設を備えない限定的な防衛事業適合事業者となった事業者については、下請負を認めない。ただし、秘密取扱原因契約の履行のため、装備政策部長が別に定めるところにより、乙の下請負事業者が付紙第2に示す当該下請負事業者の秘密保全施設において特定資料等を取り扱う場合は、この限りでない。

付紙第 2

秘密保全施設及び秘密取扱情報システム一  
覧

項目	詳細		
秘密保全施設	<p>&lt;乙の全ての秘密保全施設を記載する。&gt;</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>他の事業者の秘密保全施設等の利用の有無 有・無</p>		
	<table border="1"> <tr> <td>乙の秘密保全施設がない場合の下請負事業者の秘密保全施設等</td> <td>&lt;下請負事業者の該当する秘密保全施設を記載する。&gt;</td> </tr> </table>	乙の秘密保全施設がない場合の下請負事業者の秘密保全施設等	<下請負事業者の該当する秘密保全施設を記載する。>
乙の秘密保全施設がない場合の下請負事業者の秘密保全施設等	<下請負事業者の該当する秘密保全施設を記載する。>		
秘密取扱情報システム	<p>&lt;乙の全ての秘密取扱情報システムを記載する。&gt;</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>他の事業者の秘密取扱情報システムの利用の有無 有・無</p>		

付紙第 3

適性評価に関する特約条項

(候補者名簿の提出等)

第 1 条

1・2 [略]

3 乙は、適性評価の結果適性があると認められた従業者であって、特定秘密を取り扱わせる場合は、関係社員名簿に掲載し、これを特定秘密管理者及び甲に提出しなければならない。

付紙第 4

秘密取扱情報システムに関する特約条項

(組織のセキュリティ)

第 3 条

1～3 [略]

4 乙は、その秘密保全施設等において関係社員と協力して乙のために特定資料等の取扱いの業務を行う下請負事業者関係社員に対し、秘密取扱情報システムの利用を認めることができる。この場合においては、主たる契約条項の定めに従って行う下請負事業者との間の協議に下請負

付紙第 2

秘密保全施設及び秘密取扱情報システム一  
覧

項目	詳細		
秘密保全施設	<p>&lt;乙の全ての秘密保全施設を記載する。&gt;</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>他の事業者の秘密保全施設等の利用の有無 有・無</p>		
	<table border="1"> <tr> <td>乙の秘密保全施設がない場合の下請負事業者の秘密保全施設</td> <td>&lt;下請負事業者の該当する秘密保全施設を記載する。&gt;</td> </tr> </table>	乙の秘密保全施設がない場合の下請負事業者の秘密保全施設	<下請負事業者の該当する秘密保全施設を記載する。>
乙の秘密保全施設がない場合の下請負事業者の秘密保全施設	<下請負事業者の該当する秘密保全施設を記載する。>		
秘密取扱情報システム	<p>&lt;乙の全ての秘密取扱情報システムを記載する。&gt;</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>他の事業者の秘密取扱情報システムの利用の有無 有・無</p>		

付紙第 3

適性評価に関する特約条項

(候補者名簿の提出)

第 1 条

1・2 [同左]

[項を加える。]

付紙第 4

秘密取扱情報システムに関する特約条項

(組織のセキュリティ)

第 3 条

1～3 [同左]

4 乙は、その秘密保全施設等において関係社員と協力して乙のために特定資料等の取扱いの業務を行う下請負事業者関係社員に対し、秘密情報取扱システムの利用を認めることができる。この場合においては、主たる契約条項の定めに従って行う下請負事業者との間の協議に下請負

<p>事業者関係社員による秘密取扱情報システムの利用に関することを含めなければならない。</p> <p>5 [略]</p> <p>(システムログの取得・分析、バックアップ)</p> <p>第18条 乙は、不正な操作又は通信を探知するため、秘密取扱情報システムについて、秘密のデータの取扱いに関する記録、秘密取扱情報システム利用者ごとの操作の記録<u>その他秘密取扱情報システム</u>の操作、入出力、通信等の記録を自動的に取得しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>事業者関係社員による秘密取扱情報システムの利用に関することを含めなければならない。</p> <p>5 [同左]</p> <p>(システムログの取得・分析、バックアップ)</p> <p>第18条 乙は、不正な操作又は通信を探知するため、秘密取扱情報システムについて、秘密のデータの取扱いに関する記録、秘密取扱情報システム利用者ごとの操作の記録<u>その他秘密情報システム</u>の操作、入出力、通信等の記録を自動的に取得しなければならない。</p> <p>2～4 [同左]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

写送付先：北海道防衛局調達部長、北関東防衛局装備部長、南関東防衛局調達部長、近畿中部防衛局調達部長、中国四国防衛局調達部長、沖縄防衛局調達部長、東海防衛支局長、長崎防衛支局長、東北防衛局郡山防衛事務所長、北関東防衛局宇都宮防衛事務所長、近畿中部防衛局舞鶴防衛事務所長、近畿中部防衛局東海防衛支局岐阜防衛事務所長、中国四国防衛局玉野防衛事務所長